

110	プロパルギットの「オレンジジュース(0.3ppm)」「ぶどうジュース(1ppm)」「リンゴジュース(0.2ppm)」「オレンジ(3ppm)」「ぶどう(7ppm)」「りんご(3ppm)」の基準値は、いずれもCODEX 基準値を参考として設定されているが、整合性が取れていない。生果の基準に合わせ、ジュースの基準を設定して欲しい。	(社)日本果汁協会	112
111	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 特に ADI を踏まえていない定量限界値による規制に関しては、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等の法令に従い適切に生産管理を行なったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては基準を超えて検出される可能性が懸念される。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」との調和を図るとともに、それぞれの物質について ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準の設定検討をお願いします。(飼料原料については酸化防止剤の残存量が一定以上ないと生産国が輸出できない場合がある。)	水産食品衛生協議会	113
112	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 対象食品についてウナギ目魚類とスズキ目魚類にブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。十脚目甲殻類(ブラックタイガーえび、車エビ等)にエトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールの基準が設定されていない。これらの魚介類は養殖されるものも多く、ジブチルヒドロキシトルエンに限ってもある程度の残留が十分考えられるにもかかわらず暫定基準値サケ目魚類 2ppm、十脚目甲殻類 0.01ppm(仮定の一律基準)の設定は無理があると思われる。ADI、残留の実態等を踏まえた上でより科学的に暫定基準を設定してください。	水産食品衛生協議会	113
113	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールについては、食品添加物として、油脂、バター、魚介乾製品、魚介塩蔵品および乾燥裏ごしイモに、その1Kgに 0.2g 以下、魚介冷凍品および鯨冷凍品にあつては浸漬液1Kgにつき1g 以下の使用が認められている。添加物として使用した場合、今回の残存基準を超える可能性がある。ポジティブリスト制はすべての食品について適用されるが、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソールを食品添加物として使用する場合と、ポジティブリスト制の基準との整合性はどのように判断すればよろしいか。	水産食品衛生協議会	113
114	エトキシキン(91)、ジブチルヒドロキシトルエン(248)、ブチルヒドロキシアニソール(503) サケ目魚類、ウナギ目魚類、スズキ目魚類、上記以外の魚類十脚目甲殻類、上記以外の甲殻類 飼料添加物・動物用医薬品の暫定基準案設定の根拠がわかりにくい。表からは、設定根拠がどの法令の定量限界値あるいは残留データを、どのように使用したか不明解である。(明示してください)	水産食品衛生協議会	113
115	ジスルホトンは、対象化合物として、代謝物であるスルホン体を含める必要がある。	反農薬東京グループ	115

116	ヘプタクロルは、対象化合物として、ヘプタクロルエポキシドを含める必要がある。	反農業東京グループ	115
117	ジノプロスト(239) 基準値案では、0.0001 ppm(薬事法)と設定されているが、根拠となる分析法が未だ情報収集中のことから、実際にこの値で残留基準が設定された場合、分析不能、また検出不能になってしまう可能性がある。	日本全業工業株式会社	116
118	チアムリン 当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50ppb で設定しておりますが、暫定基準値(案)では40ppb(「その他の内臓等」に該当すると考えた場合)に設定されているため、検出不能となってしまう可能性があります。このように、胆汁等のいわゆるマイナー臓器・組織の基準を最も低く設定されている臓器の基準値に合わせることは、検出限界値の観点から検討した場合、妥当性がないと考えられます。	日本全業工業株式会社	116
119	アザジラクチンは、アメリカで GRAS として登録されているので、対象外物質としてリストに加えるべきである。	アヲハタ株式会社	117
120	ミルネブは、ジチオカルバメート系農薬であり、マンネブ等の他のジチオカルバメート系農薬と同じく、分析対象化合物が CS2 であり区別できない。従って、ミルネブの全ての食品の基準値を、ジチオカルバメートと同一として頂きたい。	三共アグロ株式会社	120
121	アピラマイシン アピラマイシンは EU(ヨーロッパ連合)において、豚、鶏、七面鳥、オーストラリアにおいて鶏、日本では豚及び鶏、その他の東南アジア及び南米等の諸外国において豚、鶏並びにその他の家きん(産卵鶏を含む)に使用されている。七面鳥については、EUにおいて2003年に認められており、その申請時に提出した資料中にあるバリデートされた定量限界値(0.05ppm)をもって規制することで、残留安全性上問題なしとの結論がだされています。このため、基準の設定されていない「上記以外の家きん」についても、鶏同様、0.05ppm を設定することは可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122
122	アブラマイシン 豚については、もっぱら諸外国で使用されているため(国内では承認を取得したものの10年近く販売実績はなく、諸外国での使用を優先させるべきと考えます)、諸外国の基準を参照し、筋肉についてはオーストラリアとカナダの基準から0.3ppm を、その他の臓器ではオーストラリアの基準の「その他の内臓」の2ppmを採用すべきであると考えます。なお、脂肪については規定されておらず、その他の内臓に含まれると解釈されますが、より厳しい基準として筋肉の基準を当てはめることで、十分な残留規制が可能と考えます。	日本イーライリリー株式会社	122
123	ナラシン 本剤は、諸外国において、哺乳動物については、牛及びその他の反すう動物並びに豚で用いられています。今回のポジティブリスト制について考慮された諸外国中では、唯一オーストラリアにおける牛の基準が、バリデートされた定量限界である 0.05ppm を用いて設定されています。しかし、それ以外の哺乳動物、すなわち豚及び上記以外の陸棲哺乳類(綿山羊)についても、既に ADI が設定されていることから、牛と同様の定量限界である 0.05ppm を基準をして用いることは可能と考えます。 さらに、卵につきましても、諸外国で産卵鶏(幼雛～大雛時)に使用されている実態を考えると、何らかの基準を設定することが望ましく、同様の定量限界値である 0.05ppm の設定が適当であると考えます。	日本イーライリリー株式会社	122

124	<p>タイロシン</p> <p>タイロシンについては、国内で審議された残留性資料における定量限界値が 0.5～0.1ppm 程度であったこと、また、現在、MRL を有する諸外国の MRL 値の平均が、それぞれの動物及び臓器について 0.1～0.2ppm であることから、現在の暫定基準値の考え方からすると国内で審議された定量限界値又は諸外国の MRL 値を参照とすべきと考えられます。諸外国の MRL 値は、ADI の設定とそれに続くマーケットバスケットによる一日摂取量からもとめられており、その意味からすると諸外国の値を参照とする方が科学的にも妥当性が高く、また、それらの値は国内の分析限界値(申請時の資料)とほぼ同レベルであり、問題は少ないと考えます。なお、鶏についても、哺乳動物と同様の考え方が可能であり、薬事法で規定された 0.05ppm でなく、「上記以外の家きん」と同じ基準を用いることが可能と考えられます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
125	<p>ハイグロマイシン</p> <p>ハイグロマイシンについては、米国その他の諸外国では依然として豚或いは豚科のその他動物、家きん並びに産卵鶏などに広範に使用されているため、飼料安全法で豚用に審議された時の検出限界値であり、しかも諸外国における定量限界値である 0.05ppm を適用することは可能であると考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
126	<p>シペルメトリン</p> <p>現在諸外国において、シペルメトリンとして承認を受けている物質には、シペルメトリンの他、αシペルメトリン、ゼータシペルメトリンが存在します。このうちのゼータシペルメトリンについては、オーストラリア等の事例にならい、αシペルメトリン及びシペルメトリンと同様の MRL を設定できるものと考えます。基準値リストの中に、αシペルメトリンと共に、ゼータシペルメトリンも含めていただきたい。</p>	日本イーライリリー株式会社	122
127	<p>主にインドで使用されているニーム抽出物(オイル等)【由来植物:インドセンダン】、及びこの有効成分 Azadirachtin は、対象外物質として認識して良いのでしょうか。</p>	日本紅茶協会	123
128	<p>小麦粉の基準のうち、「全粒粉」については、残留農薬の減衰はないと考えられるので、小麦の基準値をそのまま適用すべきである。</p>	製粉協会	127
129	<p>加工食品の基準値の食品分類で、「小麦麦芽」と「小麦胚芽」の記述があるが、全て「小麦胚芽」に統一すべきである。</p>	製粉協会	127
130	<p>パーム油の原料であるアブラヤシの実は、「その他のオイルシード」でよいか。また、サル脂、シア脂、イリッペ脂も同様でよいか。</p>	社団法人日本植物油協会	128
131	<p>カルフェントラゾンエチルは、2004 年9月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。</p>	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	129
132	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(米)、0.05(ねぎ)、1(ピーマン)、0.5(トマト)、0.2(なす)、0.2(すいか)、0.5(あんず)、1(ぶどう)、0.2(マンゴー)ppm が設定されているイミダクロプリドの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.077(米)、0.23(ねぎ)、1.21(ピーマン)、0.32(トマト)、0.13(なす)、0.11(すいか)、0.29(あんず)、1.35(ぶどう)、0.49(マンゴー)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
133	<p>イミダクロプリドは、「カリフラワー」「ブロッコリー」「カキチシャ」「食用ホオヅキ」「まくわうり」「バジル」「さんしょうの実」でマイナー作物承認がなされている。よって、それぞれの登録保留基準を、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、その他のなす科野菜、まくわうり、その他の野菜、その他のかんきつ類果実で採用して欲しい。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
134	<p>類型1-1が適用され、CODEX 基準により 1ppm が設定されているエテホンの小麦について、作物残留試験結果を示す。それによると、最大で 0.60ppm が検出されていることから、基準値として 2ppm を要望する。</p>	バイエルクロップサイエンス株式会社	130

135	エテホンは、第2果菜類に登録保留基準を有している。第2果菜類には、「その他の野菜」に含まれる農作物も含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
136	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.2、0.1ppm が設定されているエンドスルファンのばれいしょ、てんさいについて、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.062ppm、0.349ppm が検出されていることから、基準値として登録保留基準の 0.5ppm を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
137	スピロジクロフェンは、小粒果実類、第2大粒果実類に登録保留基準を有している。小粒果実類には、「あんず」「その他の果実」に含まれる農作物が、第2大粒果実類には「パパイヤ」「グアバ」「マンゴー」「パッションフルーツ」が含まれることから、その他の野菜に当該基準値である 5、2ppm を設定すべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
138	チアクロプリドの「上記以外の野菜」にある登録保留基準 5ppm は、間違いではないか。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
139	デルタメトリン及びトラロメトリンで、「にら」「たけのこ」の食品分類は、それぞれ「その他のゆり科野菜」「その他の野菜」から細分化されたものであり、当該基準値(現行)を記載してほしい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
140	トリクロロホン 提案されている基準値 0.004ppm として薬事法に基づく承認の際の定量限界値または検出限界が参照されている。しかし、本基準値は非常に小さく、想定される一律基準値よりも低い値と推測される。 また、豪州においては、これら食品に残留基準値(0.05ppm)が設定されている。豪州における本化合物のこれら食品における基準値は定量限界値と等しいが、豪州において本化合物を含有する農薬が登録されており、飼料に供される可能性のある作物への使用が承認されている。一律基準よりも低い基準値を設定する合理性が認められず、分析精度を考慮し、より現実的な豪州における基準値を採用すべきと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
141	トリアジメノールはトリアジメホンの代謝物である。トリアジメホン使用により生成するトリアジメノールの残留を考慮し、小麦、ライ麦、その他の穀類、ねぎ、ピーマン、未成熟エンドウ、その他の野菜について、CODEX 基準ではなく、トリアジメホンの登録保留基準を採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
142	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.1(ライ麦)、0.1(その他の穀類)、0.05(ねぎ)、0.1(ピーマン)、0.1(きゅうり)、0.1(その他のゆり科野菜)、0.05(未成熟えんどう)ppm が設定されているトリアジメホンの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で(ライ麦・その他の穀類については、代表として 0.19(小麦)、0.05(大麦))、0.41(ねぎ)、0.49(ピーマン)、0.04(きゅうり)、<0.10(ゆうがお(その他のゆり科野菜))、0.07(さやえんどう)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
143	トリアジメホンは、「未成熟ささげ」「未成熟そらまめ」でマイナー作物承認がなされている。よって、これらの登録保留基準 1ppm を、その他の野菜に採用して欲しい。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
144	類型1-1が適用され、CODEX 基準によりそれぞれ 0.05(大豆)、0.02(ばれいしょ)、1(みかんを除くかんきつ類果実)、2(りんご)、2(なし)、0.2(もも)ppm が設定されているメソミル及びチオジカルブの各農作物について、作物残留試験結果を示す。それによると、それぞれ最大で 0.046(大豆)、<0.008(ばれいしょ)、3.39(かんきつ)、1.61(りんご)、1.49(なし)、0.57(もも)ppm が検出されていることから、基準値としてそれぞれの登録保留基準値を要望する。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130

145	メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタムの基準値案で、野菜類ではカーバムナトリウム塩の基準を参考とし、登録保留基準値 0.5ppm を採用すべき。	バイエルクロップサイエンス株式会社	130
146	0.04~0.12ppm の残留が認められている試験成績を勘案し、カルバリルのなたねについて、カナダの一律基準値 0.1ppm を採用して欲しい。	Canola Council of Canada	131
147	ジチオカルバメートに何が含まれているのかよく分からない。アメリカでは、ジチオカルバメート系農薬として、マンコゼブ、マンネブ、メチラム、ジメチルジチオカルバメートナトリウム塩、ジラム、チラム、フェルバム、及びメタムナトリウム塩を定義している。	National Food Processors Association	132
148	プロパニルの規制対象化合物が明確でない。オーストラリアでは、親化合物のみである。	Australian Government	133
149	アセタミプリドの家禽類の基準値は、「類型8」が適用されて0.01ppmとなっているが、豪州基準の定量限界値である0.05ppmを採用して欲しい。	Australian Government	133
150	カルバリルの Dewberries(10ppm)の豪州基準が、記載されていない。	Australian Government	133
151	二硫化炭素の豪州基準が、反映されていない。	Australian Government	133
152	カルボスルファンの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、カルボスルファンの項にも記載すべきである。	Australian Government	133
153	クロルピリホスの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
154	クロルタールジメチルのパセリの豪州基準(2ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
155	クロフェンテジンのその他の陸棲哺乳類の乳の豪州基準(0.05ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
156	クロキントセットメキシルの小麦の豪州基準は 0.1ppm に変更されている。	Australian Government	133
157	クロルスロンの牛のその他の内臓の基準値は、「類型8」が適用されて 0.08ppm となっているが、豪州基準の定量限界値である 0.1ppm を採用して欲しい。	Australian Government	133
158	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
159	シハロトリンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
160	シプロコナゾールの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133
161	ダイアジノンの牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
162	フェントロチオンの畜産物の基準値は、「類型8」が適用されて0.001ppm 等となっているが、豪州基準の定量限界値である0.05ppm 等を採用して欲しい。	Australian Government	133
163	フェンバレレート(牛の乳脂肪、その他の陸棲哺乳類の乳脂肪)の豪州基準(0.5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133

164	フィプロニルの Tarnip, Garden(かぶ類の葉)の基準(0.1ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
165	フルジオキシニルのひまわりの種の豪州基準(定量限界値 0.02ppm)が計算に反映されていない。	Australian Government	133
166	フラチオカルブの豪州基準が反映されていない。これら基準は、カルボフランと同一であってカルボフランを含んだ基準であるが、フラチオカルブの項にも記載するべきである。	Australian Government	133
167	グアザチンのメロン類果実とまくわうりの豪州基準は、10ppm に修正されているので、反映して欲しい。	Australian Government	133
168	亜リン酸(Phosphorous acid)の豪州基準(ホセチルに相当)が反映されていないので、反映して欲しい。	Australian Government	133
169	プロシミドンの豪州基準(畜産物)が反映されていない。	Australian Government	133
170	スピロキサミンのバナナで、豪州基準(5ppm)が反映されていない。	Australian Government	133
171	トリアレート(動物)の腎臓等の豪州基準が反映されていない。	Australian Government	133
172	トリフロキシストロピンのいちごは、基準値(2ppm)が設定されたので豪州基準を反映して欲しい。	Australian Government	133
173	セレン酸バリウムを対象外リストに掲載してもらいたい。	Australian Government	133
174	銅に由来する殺菌剤、硫黄、石油、脂肪酸塩及び脂肪酸エステルを対象外物質に加えるべき。また、対象外物質は使用規制のないものに限定すべきでない。使用規制の多くは食品安全ではなく、GAP や環境影響の観点で設けられている。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135
175	シベルメトリンのオクラについて、Thailand の基準値は 0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.18ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.01ppm である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
176	シベルメトリンのドリアン(その他の果実)について、Thailand の基準値は 0.5ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 0.50ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は 0.05ppm である。0.5ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
177	トリアゾホスのえだまめについて、Thailand の基準値は 0.2ppm である。これは、貼付した作物残留試験成績(最大で 1.16ppm が残留)に基づいたものであるが、日本の暫定基準値案は一律基準対応である。0.2ppm を採用して欲しい。	Thailand	136
178	EU 基準は更新されているので、最新のものを参照して作り直して欲しい。	EUROPEAN UNION	137
179	フロルフェニコール 提案された MRL はでは、0.2ppm が設定されているが、1ppm で MRL を設定する提案(社)を行いたい。Finfish の筋肉と皮について、似通った MRL は EU でも設定されている。 この MRL は、近年 EMEA により安全性評価がなされたものであり、EMEA Summary Repot 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco	138

180	フルメキン日本に輸入される大半のサケは、チリ原産である。この薬剤はチリにおいて使用が認められており、EUでも同様である。この薬剤は、動物の健康に深刻な影響を与えるSRS(Salmonid Rickettsial Septicemia)の処理に主として使用される。にもかかわらず、試験における休薬期間後の残留レベルは、更新された分析法の検出限界以下であった。EUにおけるフルメキンの finfish の MRL は、サンプルの筋肉と皮で0.6ppm で設定されている。この MRL は、近年の EMEA(European Agency for the Evaluation of Medical Products)により行われた安全性評価に基づいており、EMEA Summary Report 2002 Jan にレポートされている。[原文英語]	Netherland (Nutreco社)	138
181	BHA(87)、BHT(178)、エトキシキン(247) サケ目とズキ目に提示された MRL では、魚の飼料中のこれら抗酸化剤とし合法的な使用方法に適合しない。試験において確認されたサケを含む養殖魚に見いだされる残留レベルの結果としては、その幅としてBHA,BHT 及びエトキシキン個々に、1~5ppm、5~15ppm、0.1~6ppm であった。しかるに、提案されたMRLと試験で得られた結果について大きな差が認められている。 このようなことは、重要度は異なるが、日本の添加物規制においても示されている。このうち、最大残留量について、乾燥と塩蔵魚類に対する直接添加による使用については、BHA、BHT について単独又は組み合わせで 200ppm である。同様な最大残留量については、他の食品についても規定されており、油脂とバターで例としては 200ppm が設定されている。米国と対象に、日本においては、エトキシキンは直接添加で使用することを認めていない。 我々はサケ目、ズキ目、そして他の養殖魚について、MRL を変更することを提案したい。その値は、鮮及び冷凍双方について、より現実的なレベルである、5、20、0.5ppm を BHA,BHT 及びエトキシキン個々について提案したい。エトキシキンに関する現行の米国基準は、「非調理動物筋肉」で 0.5ppm である。我々が知る限り、食品法で BHA,BHT に関する世界残留基準は見あたらない。 [原文英語]	Netherland (Nutreco社)	138
182	TCMTB、ジクロロプロップ、MCPB、メコプロップ、臭化メチル、オキシデトンメチルについて、カナダで農薬の使用が認められているので、カナダの一律基準である 0.1ppm を採用して欲しい。	The Canadian Grain Commission	139
183	Cryolite について、暫定基準第2次案に記載がない。	The United States Government	142
184	アセフェートのそら豆について、米国基準(3ppm)が記載されていない。	The United States Government	142
185	クレトジムのえだまめについて、米国基準(10ppm)が記載されていない。	The United States Government	142
186	ハロキシホップ、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、ジクワットのホップについて、前回の回答に従い、ドイツ基準(ジクワットは EU 基準)を採用して欲しい。	The Government of Federal Republic of Germany	143
187	動物用医薬品であるイブロニダゾール、ナイスタチン、ロイコマイシン(別名キタサマイシン)、プロピオニルプロマジンについては本リストに掲載されていないので、暫定基準を設定し、収載されたい。また、ホルモン剤であるジエチルスチルベストロールの取り扱いについて、別表1に掲載する等の考え方を示されたい。	日本生活協同組合連合会	144
188	各国の基準値のうち、検出限界値として設定されている各種基準値を採用して欲しい。(物質名:EU 由来(DNOC、アジムスルフロ、アジンホスエチル、アバメクチン、アミラズ、アルジカルブ、イマザモックスアンモニウム塩、オキシデトンメチル、カルボスルファン、カンフェクロール、キナルホス、キントゼン、クレソキシムメチル、クロゾリネート、クロフェンテジン、クロルフェナピル、酸化エチレン、酸化フェンブタスズ、四塩化炭素、	Australian Government 等多数	-

ジコホール、ジノセブ、ジノテルブ、シハロトリン、シロマジン、水銀化合物、スピロキサミ
 ン、スルホスルフロ、チアベンダゾール、テクナゼン、トリアスルフロ、トリアゾホス、
 トリクロルホン、トリデモルフ、トルツラズリル、ニトロフェン、パラコート、パラチオン、ピコ
 リナフェン、ピナパクリル、ピラゾホス、ピンクロゾリン、プロモプロピレート、ベンタゾン、
 ペンディメタリン、フェナミホス、フェバンテル、フェンチン、フラチオカルブ、フルシトリネ
 ート、プロシミドン、プロピザミド、プロファム、プロフェノホス、プロポクスル、プロモプロ
 ピレート、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ベンフラカルブ、ホキシ
 ム、ホルモチオン、ホレート、メカルバム、メタクリホス、メチダチオン、モノクロトホス、モ
 ノリニュロン、レスメリン)、オーストラリア由来(2, 2-DPA, 2, 4-DB, 2-(チオシ
 アノメチルチオ)ベンゾチアゾール、EPTC、MCPA、MCPB、ODB、アイオキシニル、
 アザメチホス、アシュラム、アジンホスメチル、アトラジン、アボパルシン、アルドキシカ
 ルブ、イオドスルフロ、イソキサフルトール、イマザピクアンモニウム塩、イマ
 ザピル、イマザモックスアンモニウム塩、イマゼタピルアンモニウム塩、イミダクロプリ
 ド、インドキサカルブ、エタメツルフロ、エテホン、エトキサゾール、エトキシスル
 フロ、エトフメセート、エトフメセート、エトプロホス、エピコナゾール、オキシフルオル
 フェン、オキサベトリニル、オキシデメトンメチル、オキシフルオルフェン、オメトエート、オリ
 ザリン、オレアンドマイシン、カズサホス、カルバリル、カルフェントラゾンエチル、カルベ
 タミド、カルボスルファン、カルボフラン、キザロホップ-p-テフリル、キタスマイシン、
 キャプタン、グルホシネート、クレトジム、クロキントセツ酸、クロキントセツメキシル、
 クロジナホップ酸、クロマゾン、クロフェンテジン、クロルスロン、クロルタールジメチル、
 クロルピリホスメチル、クロルフェナピル、クロロタロニル、クロロピクリン、ケトプロフェ
 ン、サリノマイシン、シアナミド、ジアフェンチウロン、シクラニド、ジクロフルアニド、ジク
 ロホップメチル、ジフェナミド、ジフェノコナゾール、ジフルフェニカン、シプロコナゾール、
 シプロジニル、シマジン、ジメトエート、ジメトモルフ、ストレプトマイシン及びジヒドロスト
 レプトマイシン、スルファドキシ、スルホスルフロ、セトキシジム、ダイアジノン、チア
 クロプリド、チオジカルブ、チフェンスルフロ、テトラサイクリン、テルブトリン、テルブホ
 ス、トラルコキシジム、トリアスルフロ、トリアラート、トリクロルホン、トリクロロエチレ
 ン、トリフルムロン、トリフロキシスルフロ、ナトリウム塩、トリベヌロンメチル、ナブタラ
 ム、ナフタロホス、ナプロパミド、ナレド、二塩化エチレン、ノルジエストメット、ノルフルア
 ズロン、バシトラシン、パラコート、パラチオンメチル、パルベンダゾール、ハロキシホッ
 プ、ハロスルフロ、ピコリナフェン、ピノキサジン、ピメロジン、ピラクロストロピ
 ン、ピラクロホス、ピリチオバックナトリウム塩、ピリデート、ピリプロキシフェン、ピリミカ
 ルブ、ピリメタニル、フィプロニル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェノキサプロップ、フ
 ェノトリン、フェンクロラゾールエチル、フェンチオン、フェンヘキサミド、フェンメディファ
 ム、ブタフェナシル、ブトロキシジム、ブプロフェジン、フラチオカルブ、フラボホスホリボ
 ール、フラムプロップメチル、フルオキシピル、フルオメツロン、フルキンコナゾール、フ
 ルジオキソニル、フルシトリネート、フルトリアホール、フルバリネート、フルプロボネ
 ート、フルミオキサジン、フルメツラム、プロカインペニシリン、プロシミドン、プロディファコ
 ウム、プロパクロール、プロパキサホップ、プロバジン、プロパニル、プロパモカルブ、プ
 ロピコナゾール、プロフェノホス、プロベタムホス、プロマシル、プロメトリン、プロモキシ
 ニル、プロモクロロメタン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサジノン、ベナラキシル、ペブレ
 ート、ベンスルフロ、ベンゾカイン、ベンダイオカルブ、ペンディメタリン、ベンフラ
 リン、ホスメット、メコプロップ、メソスルフロ、メタスルフロ、メタゾール、
 メタベンズチアズロン、メツルフロ、メチダチオン、メスラム、メフェンピルジエチ
 ル、メベンダゾール、メビンホス、モネンシン、ラサロシド、リニュロン、リン化水素、ルフ
 ェヌロン)、米国由来(ナプロパミド、プロパニル))

189	米国で、Section18 緊急措置、あるいは期限付き基準値として設定されているものについて、暫定基準として採用して欲しい。(イマゼタピルアンモニウム塩等)	The United States Government 等多数	-
190	ピラクロストロピンは、2004 年10月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・BASF アグロ株式会社・The United States Government	10・21・142
191	スルフェントラゾンの米国基準で、「てんさい」に基準があるが、さとうきびの間違ひではないか。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社・The United States Government	129・142
192	ストレプトマイシンは、2003 年7月にアメリカ基準が更新されているので、反映して欲しい。	Northwest Horticultural Council・株式会社ニチレイ	15・30
193	エポキシコナゾールは日本語版と英語版で基準値の記載が異なっており、英語版は誤記である。修正を求める。	BASF アグロ株式会社・Australian Government	21・133
194	リニュロンの「とうもろこし」について、輸入が多いことから、類型3-2-1を適用して米国と豪州基準の平均値である0.15ppmを採用して欲しい。	飼料輸出入協議会・デューポン株式会社	27・102
195	オキシカルボキシニンについて、参考としている豪州基準がおかしい。(ブルーベリー10ppm)	株式会社ニチレイ・Australian Government	30・133
196	クロルフェナピルの英語名は、「CHLORFENAPYR」ではないのか。	大阪府立公衆衛生研究所・日本農薬株式会社	32・51
197	類型7が適用され、0.5ppm が設定されているカルボフランのだいこん及びねぎについて、親化合物であるカルボスルファンが検出されずにカルボフランのみが検出されるケースとして、カルボフラン及び代謝物がそれぞれ最大で0.339ppm、0.267ppm 検出されていることから、基準値として1ppmを要望する。	石原産業株式会社・エフエムシー・ケミカルズ株式会社	41・129
198	ハロキシホップの豪州基準(にんにく、その他のオイルシード)が反映されていない。	ダウ・ケミカル日本株式会社・Australian Government	53・133
199	キノキシフェンの米国基準に誤記がある。	ダウ・ケミカル日本株式会社・The United States Government	53・142
200	メタミドホスのはくさい、夏みかん、小豆類(いんげん)の基準値は、メタミドホスの親化合物であるアセフェートを使用した際、メタミドホスとして超過してしまう可能性がある。はくさいの場合、作物残留試験結果によれば、メタミドホス基準値が0.7ppmのところ、最大0.972ppm(別の提出資料によると0.726ppm)が検出されている。従って、メタミドホスにも、アセフェート基準値と同じ5ppmを設定して欲しい。	アリスタ ライフサイエンス株式会社・全国農業協同組合連合会・丸紅株式会社	77・81
201	海外基準値が暫定基準値案に掲載されていないので、掲載し、考慮して欲しい。	海外団体等多数	9等